

移動支援事業の課題に対する方向性について

1 事業の概要

単独では外出困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うもの。

2 対象者

種 別	対 象 要 件
全身性障がい者（児）	両上肢・両下肢の機能障がいと肢体不自由の身体障害者手帳1級所持又はこれに準ずる者 （準ずる者について） 四肢のうち、両下肢を含む三肢以上に障がいを有する者 （手指に障がいがある場合は、上肢障がいがあるものとする）
視覚障がい者（児）	視覚障がいの身体障害者手帳1・2級所持
知的障がい者（児）	療育手帳所持
精神障がい者（児）	精神障害者保健福祉手帳所持

※下記に該当する場合は、対象となりません。

- ・ 障害者支援施設等に入所中，又は医療機関に入院中の人
- ・ 重度訪問介護，行動援護の支給決定を受けている人
- ・ 未就学児（児童の場合，就学時であっても，通常，保護者等の付き添いが想定される場合，対象となりません）

3 外出の範囲等

外出の範囲は、「社会通念上、公的サービスの対象として適当か否か」という観点から判断し、1日の範囲内で用務を終えるものに限りします。

(1) 社会生活上必要不可欠な外出

- ① 公的機関（官公庁や金融機関）における諸手続き
- ② 医療機関への通院
定期的な通院計画を持たず、突発的に発生した場合及び緊急性を要する場合
- ③ 今後の生活において必要な手続き
学校や施設の見学，会社の説明会等は利用できます。
- ④ 突発的な行事への参加
冠婚葬祭への出席等。
- ⑤ 地域移行・地域定着支援のための宿泊訓練

(2) 余暇活動等社会参加のための外出

- ① 自己啓発や教養を高めるもの
- ② 健康増進を図るもの
ジムやプール等、施設や器具等を用いて運動することを目的とするもの。
- ③ 地域生活に欠かせないもの
地域の自治会やこども会、お祭りへの参加等。
- ④ 生活の内容・質の充実・向上を図るもの
外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、観劇、コンサート、買い物（日用品等の購入を目的としないもの）等を目的とするもの。

4 外出の範囲とならないもの

- ① 経済活動に係る外出
通勤、営業活動、外出先にて収入を得ることを目的とするもの
- ② 通年かつ長期にわたる外出
通園、通学、障がい児者施設への通所への送迎等。
- ③ 社会通念上、利用の目的が適当でないもの
宗教活動、政治活動、ギャンブル、又は公序良俗に反することを目的とした場所への送迎。

※通年とは、一年を通して定期的に必要な外出、長期とは概ね3ヵ月を超える期間を継続する場合とします。

5 移動支援事業における課題に対する方向性について

移動支援事業は地域生活支援事業（市の独自事業）であるため、各市において運用方法は様々な状況となっています。本市における移動支援事業について上記記載のとおりですが、当事者の方や移動支援事業者からは「ドア to ドア」の取り扱いや「旅行等宿泊先への移動支援の利用」など「他市では認められているから」という理由を根拠とした問い合わせが近年多く寄せられています。

一方で、他市のガイドラインでは移動支援の支給量について一定制限を設けている中で、本市では支給量の制限を設けていない取り扱いをしており、本市の方が有利な取り扱いとなっている部分もあります。

移動支援事業としての利用範囲や利用時間数等については整理すべき課題だと認識しているところですので、今後他市の状況を確認するとともに、自立支援協議会及び障がい者団体からご意見をいただきながら本市の取り扱いについて検討を進めていきたいと考えています。

以上